



山形県公報

平成20年7月24日(木)

号 外 (35)

目 次

訓 令

副知事の事務の担当区分に関する規程の一部を改正する訓令..... (人 事 課) ... 1

訓 令

山形県訓令第26号

庁 中
出 先 機 関

副知事の事務の担当区分に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月24日

山形県知事 齋 藤 弘

副知事の事務の担当区分に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の事務の担当区分に関する規程(平成17年10月県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号八中「(健康福祉企画課及び保健薬務課に限る。)」を削り、同号中二を削り、ホを二とし、への前に次のように加える。

ホ 出納局に関する事項

第1条第3号中「副知事後藤靖子」を「副知事荒木由季子」に改め、口を削り、同号八中「(観光振興課及び雇用労政課に限る。)」を削り、同号中八を口とし、二を八とし、ホを削り、へを二とし、トをホとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成20年7月24日印刷
平成20年7月24日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056